



島根県報

令和7年2月7日（金）

号外 第 1 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始（3件）

（道路維持課） 2

告 示**島根県告示第63号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年2月7日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	美川周布線	浜田市吉地町イ541番1地先から同町イ30番1地先まで	メートル 261.70	令和7年 2月7日	浜田県土整備 事務所	

島根県告示第64号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年2月7日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	米子広瀬線	安来市伯太町安田1265番2地先から同1559番4地先まで	メートル 49.21	令和7年 2月7日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	

島根県告示第65号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年2月7日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字小谷459番3地先から同地先まで	メートル 140.30	令和7年 2月7日	県央県土整備 事務所	
〃	川本波多線	邑智郡美郷町高畑329番1地先から同212番4地先まで	101.70	令和7年 2月7日		
〃	浜田作木線	邑智郡邑南町下口羽2210番1地先から同地先まで	26.80	令和7年 2月7日		
〃	〃	邑智郡邑南町上口羽984番1地先から同957番3地先まで	55.40	令和7年 2月7日		